

## 第 4 部 災害復旧・復興計画

## 第1章 生活安定のための緊急措置計画

災害時には、数多くの人命が危険にさらされ、家財や住居等が喪失するなど、極度の混乱状態に陥ることが考えられる。

そこで、市では、都及び関係防災機関等と連携、協力し、市民の生活安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を実施する。

### 第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、できる限り早い時期に再起し日常的な活動を取り戻すために、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっ旋等を行うことにより被災者の生活の安定を図る。

#### 1 生活相談

市及び各関係機関は、それぞれ相談所を設け、市民の生活相談にあたる。

機関名	相談の内容等
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が終息したときは、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、救援措置の推進にあたる。</li> <li>2 被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して早期解決に努める。</li> <li>3 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。</li> <li>4 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応じる。</li> </ol>
都 (生活スポーツ局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活の早期解決に努める。</li> <li>2 区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設する。</li> </ol>
調布警察署	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、地域の安全全般に関する相談にあたる。

狛江消防署	<p>地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、災害の規模に応じて消防署と消防出張所等に消防相談所を設置し相談にあたる。</p> <p>また、火災による「り災証明」の発行については、市の行う「り災証明」発行事務との連携を図り、り災者の利便性の向上に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底</li> <li>2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底</li> <li>3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化</li> <li>4 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施</li> </ol>
-------	---

## 2 災害弔慰金等の支給

市は、地震災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障がい見舞金を支給する。

また、日赤東京都支部では、災害救援金品（見舞金品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

### (1) 市による災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 市の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 東京都内において災害救助法が適用され、その区域に市が含まれた場合の災害 3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの  (昭和49年1月31日厚生省第88号厚生事務次官通知)	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1)実施主体 災対健康福祉部(条例) (2)経費負担 国 1/2 都 1/4 市 1/4	死亡者の配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合
災害見舞金			法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

### (2) 日赤東京都支部による災害救援金等の支給

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援金 (見舞金)	震災・風水害・火災等	死亡者の遺族 重傷者	弔慰金 死者1名につき 10,000円 見舞金 重傷者1名につき 5,000円	重傷・重体で5日以内に死亡した者を含む。 重傷者とは、1か月以上の入院を要する者
災害救援品 (見舞品)		住宅の全半壊・全半焼 床上浸水 非難所へ1晩以上避難	毛布、日用品セット 毛布、日用品セット、バスタオル 毛布、日用品セット、見舞品セット、安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、その他の品目は世帯当たり各1とする。

上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

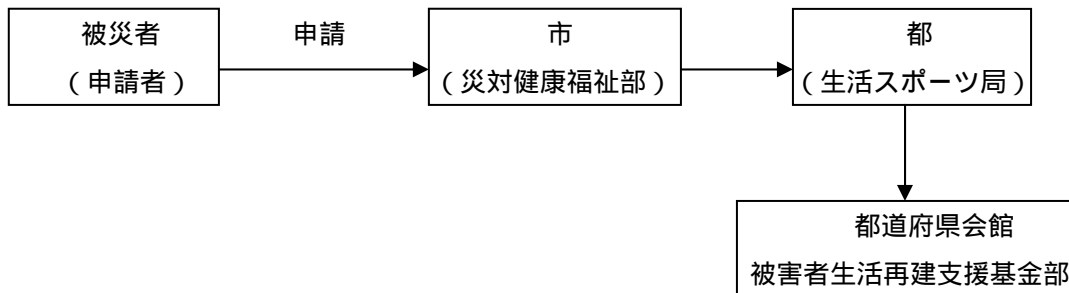
(3) 都道府県会館による被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活必需品等の購入のための経費として被災者生活再建支援金を支給する。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給対象となる経費
被災者生活再建支援制度	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した災害 2 市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害 3 都において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害 4 5世帯以上の住宅全壊が発生し1~3に隣接する人口10万人未満の区市町村の区域に係る自然災害	1 被災者生活再建支援法 2 実施機関 都道府県会館	世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢 1 500万円以下の世帯(年齢は問わない) 2 500万円超700万円以下の世帯で世帯主が45才以上の世帯又は要援護世帯 3 700万円超800万円以下の世帯で、世帯主が60才以上の世帯又は要援護世帯	1 複数世帯 300万円 単数世帯 (单身) 225万円 2 複数世帯 150万円 単数世帯 (单身) 112.5万円 3 複数世帯 50万円 単数世帯 37.5万円	1 生活関連経費 (1) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 (2) 住居の移転に必要な移転費(引越費用) 2 住居関係経費 (1) 住居地域など特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費(エアコン、ストーブ等) (2) 住居に移転するための交通費 (3) 住宅を賃借する場合の礼金・権利金など (4) 負傷又は疾病した場合の治療に要する医療費 支給限度額に応じて各経費に充てることができる金額が異なる。 なお、大規模な半壊世帯は、居住関係経費のみが対象となる。

・ 支給申請

生活再建支援金の支給申請は、市(災対健康福祉部)が窓口となって申請を受け、都を経由して 都道府県会館に申請する。



### 3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸付ける。

貸付等各種の融資は、次のとおりである。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
(1) 災 害 救 護 資 金	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すと130万円を算額</p> <p>(注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害甲 慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 災対健康福祉部 (条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷150万円</p> <p>2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の場合 250万円 (2) 2の(3)の場合 350万円 (3) 3の(2)の場合 350万円</p> <p>国制度 150～350万円 都制度 ~150万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>4 貸付利率 (国)年3% (据置期間中は無利子) (都)年1% (据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年10.75%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
(2) 生 活 福 祉 資 金	低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、他の融資を受けられない者が、この貸付による更生の機会を得るため、災害に被災した世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成28年8月14日厚生省令第398号）」及び「社会福祉協議会が行う事業の補助に関する条例」による。 2 実施主体等 (1) 実施主体 ・東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 ・狛江市社会福祉協議会 ・民生委員	1世帯 150万円	1 据置期間 貸付けの日から1年以内（特別の場合2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年3%（据置期間中無利子） 4 保証人 連体保証人1人以上 (1) 原則として、借受人と同一市内に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 (2) 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行する災害証明を添付し民生委員を通じ、狛江市社会福祉協議会に申込む。

#### 4 住宅の再建（都都市整備局）

都都市整備局は、大規模災害発生の都度、その災害に係る要綱を策定し、住宅建設資金又は住宅補修資金の融資あつ旋を行う。

#### 5 雇用の安定（公共職業安定所）

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職のあつ旋を行うものとする。

##### (1) 特別相談窓口の設置等

公共職業安定所長は、被災のため転職又は一時的な就職を希望する者（以下「り災求職者」という。）の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

公共職業安定所における被災者のための特別相談窓口の設置

公共職業安定所に来所することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回

## 相談の実施

近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

### (2) 被災者の雇用促進

都は、り災求職者の就職条件を踏まえ、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他の道府県に対しても求人開拓を依頼し、住居確保に配慮しつつ、広域にわたる職業紹介を行う。

都は、り災求職者の希望に応じ、被災者において行われる災害復旧工事など公共事業にり災求職者が優先的に雇用されるように配慮する。

### (3) 特例措置の要請及び実施

#### 雇用保険失業給付の特例支給

公共職業安定所長は、雇用保険失業給付の特例支給を行う。

##### ア 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書による失業の認定を行う。

##### イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚法第25条に定めた措置が適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

#### 雇用調整助成金の特例適用の要請

都は、事業主が労働者に次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部(大企業2/3、中小企業3/4)を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

##### ア 被災地の事業主が労働者を休業させる場合

##### イ 被災地以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

##### ウ 被災地の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

#### 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

## 6 租税等の徴収猶予及び減免等

租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

機 関 名	租税等の徴収猶予及び減免等の取扱い
市 (災対市民部)	市は、被災した納税義務者等(特別徴収義務者を含む。)に対し地方税法(昭和25年法律第226号。)により市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税を含む。)の納税緩和措置をして、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。

## 7 公共料金等の特例措置(各事業者)

郵政事業、電気・通信事業、ガス事業等の公共料金等の取扱いについて、各事業者は、次の特例措置を講ずる。

機 関 名	公共料金等の特例措置
日本郵政公社 東京支社  狛江郵便局	<p>災害が発生した場合、災害の態様及び、市民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用時に、被災世帯1世帯当たり、はがき5枚及び郵便書簡1枚を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・はがき等の料金免除を実施する。</p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 関係法令等に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(4) 利用の制限又は業務の停止 緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。</p> <p>2 郵便貯金関係</p> <p>(1) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替の料金免除 日本郵政公社が公示した場合は、被災者の救援を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替(通常払込み及び通常振替)の料金免除を実施する。</p> <p>(2) 郵便貯金業務の非常取扱い 被災時の郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。</p> <p>3 簡易保険関係 被災時の保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。</p>
東日本電信電話(株) 東京南	<p>1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金を減免する。(避難勧告の日から同解除の日まで)</p> <p>2 災害による建物被害により、仮設住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事を免除する。</p> <p>3 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。</p>
日本放送協会 (NHK)	<p>1 NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等を実施する。また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>2 被災者の受信料を免除する。</p> <p>3 状況により避難所への受信機を貸与する。</p>

東京電力(株) 武蔵野支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気料金の早収期間及び支払い期限を延伸する。</li> <li>2 不使用月の基本料金を免除する。</li> <li>3 建替等に伴う工事費負担金を免除する。</li> <li>4 応急仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費を免除する。</li> <li>5 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金を免除する。</li> <li>6 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算を免除する。</li> <li>7 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工費を免除する。</li> </ol>
東京ガス(株) 西部支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限を延伸する。</li> <li>2 事業区以外の被害被災者が区域内に移住していた場合も、上記1を適用する。</li> </ol>

## 第2節 中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

融資内容については、次のとおりである。

機関名	区分	内容
都産業労働局	災害復旧資金融資(災)	1 目的 一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者について、その復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、経営の安定に資することを目的とする。
		2 資金用途 運転資金、設備資金
		3 対象企業 都内に住所(営業の本拠)を有し、引続き1年以上同一場所で同一事業を営み、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの
		4 対象災害 次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		5 限度額 3,500万円
		6 利率年 年1.8%
		7 期間 運転資金1年以上7年以内、設備資金1年以上8年以内
		8 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は理事全員
		9 担保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が5,000万円を超える場合は、必要に応じ担保を要する。
		10 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		11 信用保証料 0.9%以内、特定範囲内で補助あり。
		12 返済方法 原則として1年据置き後分割返済
都産業労働局	経営安定支援資金融資(経営)	1 資金用途 運転資金、設備資金
		2 対象企業 都内に住所(営業の本拠)を有し、引続き1年以上同一場所で同一事業を営み、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合
		3 限度額 8,000万円 組合2億円
		4 利率年 年2.1%
		5 期間 運転資金1年以上7年以内、設備資金1年以上9年以内
		6 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は理事全員
		7 担保 原則として、信用保証合計残高が5,000万円以下の場合は不要
		8 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9 信用保証料 0.9%以内、特定範囲内で補助あり。
		10 返済方法 原則として1年据置き後分割返済

機関名	区分	内容
中小企業金融公庫	災害貸付	1 資金用途 設備資金、長期運転資金
		2 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を受けた中小企業者
		3 限度額 (直貸) 既往残高にかかわらず1貸付当り1億5,000万円(組合4億5,000万円) (代理貸) 既往残高にかかわらず1貸付当り7,500万円(組合2億1,000万円)
		4 利率 年2.3%(閣議決定により特例金利が設定される場合がある)
		5 期間 10年以内
		6 保証人・担保 原則として必要
		7 返済方法 原則として2年据置き後分割返済
国民生活金融公庫	災害貸付	1 資金用途 設備資金、運転資金
		2 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害を受けた中小企業者
		3 限度額 普通貸付(4,800万円)、食品貸付(7,200万円、組合1億1,000万円)等に3,000万円(代理貸1,500万円)を加えた額
		4 利率 年2.3%(閣議決定により特例金利が設定される場合がある)
		5 期間 10年以内
		6 保証人・担保 原則として必要
		7 返済方法 原則として2年据置き後分割返済
商工組合中央金庫		通常の貸付(限度額:組合200億円、組合員20億円、期間:運転10年、設備20年(据置2年を含む) 利率:年2.3%)について閣議決定により特定の限度額内において、特災利率が適用される。

(注)災害を受けた中小企業者の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

〔例:中小企業近代化資金等助成法による融資について激甚災害指定があったとき、返済期間を2年以内において延長できる。〕

### 第3節 農業関係者への融資

災害により被害を受けた農業者又はその組合等に対し、農業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

#### 1 農林漁業金融公庫による融資

農業施設等の災害復旧資金及び被災農業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(平成19年1月25日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.5～1.9%	25年以内	10年以内
	農業経営維持安定資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人	1.5～1.9%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林生産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設改良、造成、復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、5割法人、団体農業振興法人、農業共済組合・同連合会	1.5～1.9%	20年以内	3年以内
		<主務大臣指定施設> 農業用施設等の復旧	農業を営む者	1.5～1.9%	20年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

## 2 経営資金等の融通

農産物の被害が一定規模以上の場合は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間	
	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者であって市町村長の認定を受けた者	( 1 ) 特別被害者 3割被害者等 その他	( 2 ) 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	6年以内 (激甚災害の場合は7年以内)	-
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	-	
天災資金（一般及び激甚）	<p>(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、更に激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、激甚償還期間等の特例を受けることができる。</p> <p>(貸付限度) 〔経営資金〕 ・ 個人は、200万円以内（政令で定める資金500万円以内。） なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・ 法人は、2,000万円（政令で定める資金2,500万円以内） 〔事業資金〕 ・ 組合は、2,500万円以内、連合会は、5,000万円以内。 なお、激甚災害場合は、組合は、5,000万円以内、連合会は、7,500万円以内</p> <p>注) 1 上記表の利率（年利）( 1 ) ・ 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 ・ 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。</p> <p>2 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して国が設定する。( 2 )</p>						

(注) この他、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に農業特別対策資金を融資することができる。

また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

## 第4節 義援金品の配分

市、都、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品募集配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

### 1 義援金品募集配分委員会の設置

- (1) 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、市本部に義援金品募集配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - 被災者への義援金品の配分計画の策定
  - 義援金品の受付・配分に係る広報活動
  - その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
  - 市
  - 都
  - 日本赤十字社
  - その他関係機関
- (4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

### 2 義援金品の受付・募集

義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集し、受け付けるものとする。

機関名	計画内容
市 災対健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。</li><li>2 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。</li><li>3 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。</li></ol>

### 3 義援金品の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災者に配分する。

機関名	計画内容
市 災対健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 義援金<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。</li><li>(2) 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。</li><li>(3) 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。</li></ol></li><li>2 義援品 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。</li></ol>

## 第5節 借地借家の特例の適用に関する計画

### 1 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題が起これり住宅の復興を阻害するおそれのあるときは、本部長は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法(昭和21年法律第13号)の適用を図る。

### 2 申請手続

罹災都市借地借家臨時処理法の適用を申請しようとする場合には、本部長は、申請書を作成し、東京都都市整備局を経由し、国土交通大臣あてに申請する。

この場合、申請書の作成が間にあわないときは、口頭で適用申請する旨、東京都都市整備局を通じて主管課である国土交通省住宅局住宅総務課に連絡する。



## 第2章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

このため、都及び市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に指定が受けられるよう迅速な手続きを行う。

関係法令

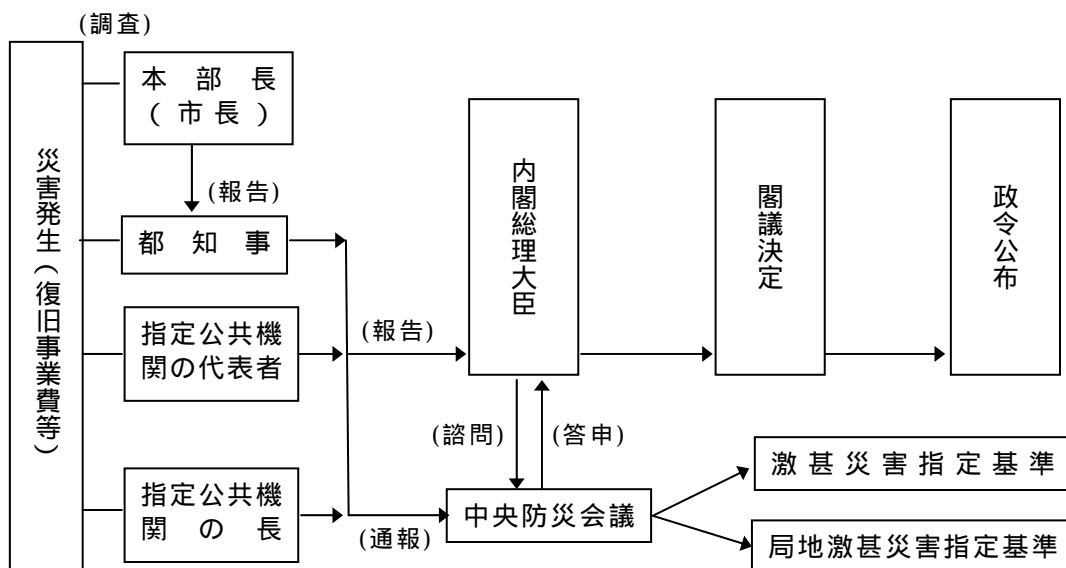
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97～98条  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

### 第1節 激甚災害指定手続

本部長（市長）は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都知事に報告する。

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議に諮問し、中央防災会議からの激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいた答申をもとに、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

この手続を図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月

～ 2月頃に手続きを行う。

## 第2節 激甚災害に関する調査報告

市内に大規模な災害が発生した場合、本部長（市長）は、被害状況等を検討のうえ、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、市災対各部に必要な調査を行わせ都知事に報告する。

### 1 被害状況調査の実施

市災対各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、災対企画財政部に提出する。

### 2 災害対策本部への付議

災対企画財政部長は、前記各部の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して災害対策本部に付議する。

### 3 都への申請

本部長（市長）は、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合、都知事に調査書を添えて申請する。なお、災対各部は、各復旧事業ごとに都の関係機関と連絡のうえ、指定の促進を図る。

### 4 都実施調査への協力

市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第3節 激甚災害指定基準

中央防災会議が決定した基準（平成12年3月24日改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 （A基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 100\text{分の}5$ （B基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 100\text{分の}2$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 $\text{都道府県負担事業の事業費査定見込額} > \text{当該都道府県の当該年度の標準税収入総額} \times 0.25$ 2 $\text{一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額} > \text{当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.05$	法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）
次のいずれかに該当する災害 （A基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 100\text{分の}0.5$ （B基準） $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 100\text{分の}$	法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）

<p>0.15かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の都道府県内の事業費査定見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4</li> <li>2 一の都道府県内の事業費査定見込額 &gt; 10億円</li> </ol>	
<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</li> <li>2 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</li> </ol>	<p>法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>（A基準） 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5</p> <p>（B基準） 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 &gt; 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>	<p>法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の5</p> <p>（B基準） 林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の60</li> <li>2 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1</li> </ol>	<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。） × 100分の0.2</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100分の2</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>	<p>法第12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>
<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>	<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で4,000戸以上</p> <p>（B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応</p>	<p>法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>

じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上	
1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害	法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）
その他、災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮	上記以外の措置

#### 第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<b>1 公共施設災害関係</b> 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税収額 × 1 に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。	1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
<b>2 農地、農業用施設等</b> 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額 × 100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。	1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置
<b>3 林業災害関係</b> 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額 < 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 300haの市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。） × 100分の25の市町村が1以上ある災害。	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置
<b>4 中小企業施設災害関係</b> 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、

<p>企業関係被害額 &gt; 当該市町村の当該年度の中 小企業所得推定額 × 100分の10に該当する市町 村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以 上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当 該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を 除く。</p>	<p>第13条及び第15条の措置</p>
--	----------------------

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

## 第5節 特別財政援助等の申請手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出しなければならない。

## 第6節 激甚法以外の法律による災害復旧財政援助

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う災害復旧事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

その他の法律等による財政援助等一覧

財政援助を受ける災害復旧事業等	根拠法令
河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、下水道及び公園の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業	公営住宅法
災害により特別に施行される土地区画整理事業	土地区画整理法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業	
災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
臨時に行う予防接種	予防接種法
農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
上水道施設の復旧事業	水道法
道路の復旧事業	道路法
河川の復旧事業	河川法
生活保護施設復旧事業	生活保護法
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法
身体障がい者更生援護施設復旧事業	身体障害者福祉法
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法
知的障がい者支援施設復旧事業	知的障害者福祉法
婦人保護施設復旧事業	売春防止法

## 第3章 復興計画

### 第1節 復興計画の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済困窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

東京都は、平成9年に「東京都都市復興マニュアル」を、また、平成10年には「東京都生活復興マニュアル」を作成した。さらに平成15年3月には阪神淡路大震災（兵庫県南部地震）の検証等を実施し、2つのマニュアルを統合し、「東京都震災復興マニュアル」（復興施策編と復興プロセス編）を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と都民生活の再建を進める体制等の整備を図っている。

本市では、このマニュアルを踏まえて、災害復興に関し、次のような基本的考え方を定める。

#### 1 生活復興

市民の暮らしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

生活復興の目標	<ol style="list-style-type: none"><li>被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。</li><li>心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしを構築していくことができるようにする。</li></ol>
生活復興の推進	<ol style="list-style-type: none"><li>個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、市は、都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</li><li>自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は都と協議して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。</li></ol>

#### 2 都市復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる活力に満ちた粕江市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

<ol style="list-style-type: none"><li>特に大きな被害を受けた地区のみの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目差し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。</li><li>復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目差す。このため、将来世代を含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。</li><li>市、市民、企業、都、国等との協働と連携による都市づくりを行う。</li></ol>
--

## 第2節 震災復興計画の策定

都復興本部長は、震災発生後、震災復興本部（本部長：知事）を設置し、復興に係る基本方針（東京都震災復興基本方針）を策定し、この基本方針に基づいて、震災後6か月を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

市においても、これに準じ速やかに策定する。

### 1 震災復興基本方針の策定

都復興本部長は、復興後の都民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「東京都震災復興基本方針」を策定し、公表する。

東京都震災復興基本方針の作成にあたっては、次の事項に配慮する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 暮らしのいち早い再建と安定</li><li>2 安全で快適な生活環境づくり</li><li>3 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造</li><li>4 我が国政治・経済の中核機能の速やかな回復</li></ol> |
|--|

市においても、これに準じて策定するものとするが、特に上記1・2に留意し策定するものとする。

### 2 震災復興計画の策定

都復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る都政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と都が実施する復興事業の体系を明らかにする。

市においても、市政の最上位の計画として、都復興本部と連携して震災復興計画を策定する。

### 3 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

## 第3節 暮らしの復旧・復興計画

被災後、迅速かつ円滑に市民生活の復興（暮らし、住宅、雇用、産業）や都市の復興を図るため、あらかじめ復興事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、検討を進める。

### 1 暮らしの復旧・復興

暮らしの復興では、市民の暮らしを震災前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適した暮らしができるよう、医療・保健・福祉、教育・文

化、外国人、市民生活、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

## 2 住宅の復旧・復興

民間住宅の再建は自助努力が基本という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行う。このため、市及び都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講ずるものとする。

## 3 雇用の確保・産業の復興

都は、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人びとが速やかに再就職できるよう対策を講じる。

また、都は、民間事業者が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペース確保への支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、総合的な対策を展開する。施策の展開にあたっては、単に事業を震災前の状態に戻すに止まらず、産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。

# 第4節 都市の復旧・復興計画

都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするるとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画を策定する。

## 1 都市復興のプロセス

市及び都は、次の5つの段階を踏んで都市の復興を推進する。

第一段階 復興初動体制の確立 (発災～1週間)	都と市は、震災復興本部の設置等を行い、都市復興で取り組む基本的な体制を確立する。
第二段階 都市復興基本方針の策定 (1週間～1か月)	都は、都市復興の基本目的を明らかにするため、基本方針を策定する。また市では、災害地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため4段階の復興対象地区を設定する。市は、復興方針、復興地区区分、建設誘導の方針等を盛り込んだ復興整備条例を施行する。
第三段階 復興都市計画等の策定 (1か月～6か月)	都は都全体、市は被災市街地ごとの復興の基本的な計画、並びにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。
第四段階 復興事業計画の確保 (6か月～1年)	都と市は、住民と合意形成を図りながら、復興事業計画を策定する。
第五段階 復興事業の推進 (1年以降)	都と市は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。(ただし、都市復興基本方針との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意の基に、被災後できるだけ早期に実施する。)

## 2 都市復興基本方針等の策定・公表

<p>都市復興基本方針 (概ね1か月程度)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民のくらしの再建を早期に実現する。</li> <li>2 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。</li> <li>3 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。</li> <li>4 中枢管理機能の早期回復を進め、復興を図る。</li> </ol>
<p>市街地復興整備条例の整備</p>	<p>市街地の復興を円滑に推進するため、市、市民及び事業者の責務や復興対象地区の指定等について定めるもので、被災後、速やかに対応するために、あらかじめ制定しておく必要がある。</p> <p>条例の基本構成は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 市街地の緊急な整備、円滑な復興を目差す。</li> <li>・用語の定義</li> <li>・復興の理念 震災の教訓を活かした復興、市・住民・事業者の「協働」など。</li> <li>・市・住民・事業者の責務等</li> <li>・地区の指定等</li> <li>・建築の届出、情報の提供及び協議 復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針を明示</li> <li>・適用期間 「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、復興都市の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。</li> </ul>
<p>復興対象地区の設定・公表 (概ね2か月程度)</p>	<p>市街地復興整備条例に基づき、4つに区分し、復興対象地区を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重点復興地区 被災者が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備な地区で、計画的な復興を図るために建設制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう(抜本的改造型)。</li> <li>2 復興促進地区 1と3の中間に位置付けられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう(部分改造・自力再建型)。</li> <li>3 復興誘導地区 被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう(自力再建型)。</li> <li>4 一般地区 被災がほとんどみられない地区をいう。</li> </ol>

### 3 都市復興基本計画（骨子案）の策定

#### (1) 都市復興基本計画の策定

都は、都市復興基本方針を踏まえて、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針などを内容とする都市復興基本計画を策定する。

復興の目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復興短期目標は3～5年、長期目標でも10年以内の完了を目指す。</li> <li>2 復興まちづくりにあたっては、行政と住民の協働を基に、地域特性に応じたまちづくりを進める。</li> </ol>
土地利用方針	全体の都市構造、土地利用方向を示した上で位置づける。
都市施設の整備方針	都市施設の整備方針を位置づける。
市街地復興の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域復興計画の位置づけ</li> <li>2 壊滅的に被災した市街地における市街地復興の考え方</li> </ol>

#### (2) 地域復興計画の策定

市は、必要に応じて都市復興基本計画（骨子案）を作成し、これを踏まえて地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。原案を基に地域住民との協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組む。

#### 【市の都市復興基本計画（骨子案）】

復興の目標	復興まちづくりの目標
土地利用方針	総合計画や都市計画マスタープラン等の既定の計画を踏まえた土地利用の基本的な方針
都市施設の整備方針	市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的な考え方
市街地復興の基本	復興地区区分の明示とそれぞれの地区の復興の基本方針



## 第4章 り災証明

災害時における市の行政証明事務処理については、迅速かつ確実に被災者へ交付を行うものとする。

### 第1節 り災証明書の発行

#### 1 発行手続

市（災対企画財政部）は、管内の被災台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料又は現地調査）等に基づき、り災者の申請により発行する。また、消防署長は焼損状況の調査に基づき、火災によるり災証明書を発行する。

ただし、消防署長が発行するり災証明書の発行場所については、消防署と市が協議した場所とし、り災者の利便の向上に努める。

#### 2 情報の共有（市、消防署）

建物の倒壊、焼失等のり災者やり災建物を特定するため、市が保有する住民基本台帳等の情報（住所、氏名及び世帯人員等に関する情報）、土地家屋台帳及び固定資産税台帳等の情報（建物のり災前の階層、構造、面積及び所有者等に関する情報）と消防署の保有する情報について、市と消防署が情報の共有を図り円滑なり災証明書の発行を行うものとする。

#### 3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

##### （1） 住家、住家以外の建造物の被害

全壊（焼）

流失

半壊（焼）

床上浸水

床下浸水

##### （2） 人的被害

死亡

行方不明

負傷

##### （3） その他の物的被害

#### 4 証明手数料

手数料は免除とする。

5 リ災証明書の様式

(1) 市(次頁)

(2) 消防署長が発行する火災によるり災証明書は、東京消防庁が定める。

り 災 証 明 書			
世帯主住所		狛江市	
氏 名			世帯人員 名
		所有者	
り 災 状 況	り災の原因	1.風水害	2.震火災
	り災の年月日	平成 年 月 日	
	り災場所	狛江市	
	り災の程度	1.家屋 全壊(焼) 半壊(焼)	床上浸水 床下浸水
使用目的		2.人員 死亡 名 行方不明 名 負傷 名	
上記のとおりり災したことを証明願います。			
平成 年 月 日			
住所			
申請者			
氏 名			印
上記のとおりり災したことを証明します。			
平成 年 月 日			
狛 江 市 長			印